

令和6年6月吉日

社員の皆様へ

一般社団法人柏市サッカー協会

会長 日下 雅文

(公印省略)

令和6年度正会員及び特別会員の年間会費納入について

初夏の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、総会で説明しましたが改めて令和6年度の会費納入につきましてご説明させていただきます。

当協会正社員（正会員及び特別会員）は、一般社団法人柏市サッカー協会設立時の定款第2章（会員の項）第5条から第12条により、入会申込を申し出るとともに年会費を納入することが規定されております。令和5年度までは、定款に定められてはいたものの一般社団法人化前からの慣例等の諸事情により、この会費納入を猶予して参りました。しかしながら協会の昨今の財務状況や執行部会員の私費支出の現状に鑑み、今年度から会費納入をお願いする次第でございます。

具体的に述べますと、現在、会長以下副会長、専務・常任理事、各種委員長、事務局員や主要委員においては、多数の会議出席、行政や関係機関との面談、講習会などの出向における交通費や駐車場代含む雑費、ならびにグラウンド整備のための乗用式芝刈り機とその運搬用トラックの燃料費等がすべて会員の私費から支払われているのが現状です。協会の性格上ボランティア活動に依ることに余儀ない部分がございますが、柏市のサッカー運営に尽力する会員に対してこれらの経費の充当や手当も会費徴収の目的のひとつであります。どうか会員の皆様におかれましては、協会のため影となり日夜活動している会員の労務手当や経費計上へのご理解とご協力をいただきたくこの度の年会費納入をお願いする次第でございます。

つきましては、正会員、特別会員の申し込み込みは、各チームに送信し致しますGoogleフォームでの記載をもって申し込み及び会費（年会費3,000円）を納入して頂きますようお願い致します。

注意事項

正会員とは、チームの代表者です。特別会員とは、チームを持たない役員です。

よって、チーム代表者で役員（常任委員、委員）の方は役員での申し込み納入としてください。

（法人又は任意団体で複数のチームを登録している場合、法人にあつては代表者、任意団体であっても代表者が正会員となり社員となります。

例えば2種、3種、4種のチームを登録している場合でも、代表者一人が社員となります。

よって、会費は3,000円の納付となります。）